

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 5

許認可等の内容		危険物施設の仮使用の承認
根拠法令及び条項		消防法第11条第5項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	承認の要件は、仮使用の承認に係る部分が「変更の工事に係る部分以外の部分」であること並びに当該仮使用の承認に係る部分が「変更の工事中においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく工事中の安全が確保されるか」否かを調査するとともに必要に応じて防火上の措置を講ずるよう指導のうえ、「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない」と認められるかについて判断する。 ・消防法の一部を改正する法律の施行について (昭和46年7月27日消防予第105号)
	参考事項	・逐条解説消防法 ・危険物規制質疑応答集 ・危険物関係法令実例集
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成10年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成15年10月1日最終変更)